

第73回 定例研究会 10月21日(金) 於:静岡県評会議室

最低生計費と賃金・社会保障

中澤主任研究員が、「最低生計費と賃金・社会保障」として、9月の定例研究会で出された意見に関連する形で、以下のように報告されました。

賃金と社会保障の関係

生計費 = 賃金(直接賃金) + 社会保障(間接賃金) となります。教育・住宅・医療などの自己負担分を減らし、公的給付によってまかなう方向にすると、各世帯で必要とされる生計費は下がります。

夫婦の働き方 - 共働きかパートか

パートを主な家計収入としている層が増加しており、男性が主たる稼ぎ主のモデルから、脱却が必要です。

労働力の再生産費と健康で文化的な生活費との関係

健康で文化的な生活費は、生活欲求に基づく賃金要求としての「あるべきもの」であるのに対し、

労働力の再生産費は、賃金闘争で獲得された賃金水準(価値以下か価値以上かは力関係による)としての「あるもの」となります。

労働できない障害者等の生計費について

ナショナル・ミニマムが確立される分野は、1. 勤労にともなう最低保障基準、2. 社会保障の最低保障基準、3. 税制の課税最低基準、4. 教育の最低保障、5. 住宅の最低保障基準、5. 生活環境の最低保障基準などがあります。このなかで社会保障の最低保障基準には、生活保護基準、最低保障年金、失業手当、保健医療の最低基準、障害者世帯の社会福祉の最低基準などが含まれています。

新しい現実的な提起に向けて

ストレートに800万円の賃金を要求するか、大学授業料の無償化等を要求して実現させるか、皆で議論して実現可能な提起が必要です。

浜松支所 第40回 所員会議 10月20日(木) 於:西部地区労連

内部留保の活用について - その2

先月の続きとして、中安氏から提出された「内部留保の活用について - その2」に基づき、議論が行われました。報告では、小栗・谷江両氏の「内部留保の経営分析」(学習の友社)の理論的成果を踏まえながら、次の問題点が提起されました。

「貸倒引当金の数パーセントだけが貸し倒れになる」とは、どのような統計からの結論か。

退職給付債務は労働者の退職金や企業年金であり、債務として企業に確定させるべきで、取り崩すことはできないのでは。

内部留保は、もともと活用するという性格はもっていない。具体的には換金性資産の活用とい

うべきでは。

内部留保の取り崩しにより、赤字計上することになるが、赤字に対する資本の拒否反応を軽く見ることはできないのでは。

理論的に可能であることと、力関係で可能であることを、区別して検討すべきでは。

【今後の日程】

11月24日(木) 18:30

浜松支所所員会議 於:西部地区労連

11月27日(日) 13:00~17:00

秋のセミナー 於:県評会議室

*連絡先: ☎422-8062 静岡市駿河区稲川2-2-1 コハラサウスサイドビル7F

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>